

{ 公 民 館・老人憩いの家 規 程 }

第1条 本規程に基づき、公民館活動を行うとともに、館内に公民館長（区長以下省略）事務所を置き、その事務を執行する。

第2条 本館の運営に関する事項は、役員会の同意を得て公民館長が統括し、運営に関する経費は、区費、使用料その他をもって充てる。

第3条 本館を使用する時は、公民館長の許可を得なければならない。
但し、不在の時は、公民館主事の許可を得ること。

第4条 本館の安全を期するため、管理人ならびに建物使用を次のとおりとする。

- (1) 管理人は、役員会の同意を得て公民館長が任用する。
- (2) 管理人の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、不適任と認められる行為がある時は、役員会の同意を得て公民館長が解任することが出来る。
- (3) 管理人は、常に建物内外の清掃に努め、特に火災、盗難の予防に努めるとともに、備品・什器類などの保全を図らなければならない。
- (4) 管理人は、公民館長、公民館主事の指示により伝達事項の配布をしなければならない。
- (5) 管理人は、役員の事務的補助をしなければならない。

第5条 本館の使用時間及び閉館時間は、次のとおりとする。

(1) 本館の使用時間

期 間	午 前	午 後	夜 間
4月 ～ 3月	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～21:00

(2) 本館の開館日は、毎週火曜日から日曜日の9時～21時まで。

休館日は、毎週月曜日と祝祭日・第3日曜日とする。

閉館期間は、8月14日より16日まで及び、12月29日から1月5日までとする。但し、公民館長が認めた時は、この限りではない。

第6条 本館の備品、什器類及びその他の本館内の物を、故意に損傷した時は、時価にて弁償しなければならない。不可抗力の場合は、その旨を公民館長に届出ること。

第7条 本館の使用については、使用料金を徴収する。

〔別表1〕 区域内使用料金について

〔別表2〕 エアコンの使用料金について

- [別表3] 使用行事団体名などについて
 使用料金については、全額免除とする
- [別表4] 区域外使用料金について
- [別表5] 公民館備品等貸出し料金について

第8条 管理人の休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、毎月第3日曜日、月曜日、祝祭日とする。 但し、不在の時は、公民館長又は公民館主事に届出ること。
- (2) その他、必要と認めた時は、休日を与えることが出来る。

第9条 老人憩いの家使用については、次の通りとする。

- (1) 第1条から第4条までと第6条・第8条は公民館・老人憩いの家規程に準ずる。
- (2) 利用者は、おおむね60歳以上の人。
- (3) サークル等の使用は、原則として出来ない。
- (4) 使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

第10条 その他公民館・老人憩いの家の管理運営については、市の規程によるものとする。

別表1 区域内使用料金について

	部 屋 別	使 用 料 金
1 階	集 会 室	500円／1時間
	保 育 室	300円／1時間
	実習室(調理室)	500円／1時間
2 階	休憩室(和室)	500円／1時間
	学 習 室	500円／1時間

♪ 仲島区在住の方が1人でもいれば、区域内料金を適用する。

別表2 エアコンの使用料金について

	部 屋 別	使 用 料 金
1 階	集 会 室	300円／1時間
	保 育 室	100円／1時間
	実習室(調理室)	200円／1時間
2 階	休憩室(和室)	200円／1時間
	学 習 室	200円／1時間

♪ 各部屋コイン使用となります。つり銭は出ません。(区域内外同一料金)

別表3 使用団体などについて

使用団体名	内 容
大 野 城 市 役 所	県市民税申告・徴収、年金・健康保険関係・説明会、献血、検査など
仲 島 区	総会、役員会、評議員会、組長会、敬老会、説明会、体育など
子 ど も 会	総会、定例役員会、懇談会、クリスマス会、祭関連など
シ ニ ア ク ラ ブ	誕生会、講演会など
農 水 利 組 合	総会、役員会、講習会、説明会、溝さらえなど
消 防 団	総会、役員会、年末防犯警戒など
青少年育成部会	仲島、山田、畑詰三区合同
福祉推進委員会	定例会、講習会、映写会、研修会など

注) その他、公民館長が認めた団体

別表4 区域外使用料金について

	部 屋 別	使 用 料 金
1 階	集 会 室	700円／1時間
	保 育 室	500円／1時間
	実習室(調理室)	700円／1時間
2 階	休憩室(和室)	700円／1時間
	学 習 室	700円／1時間

♪仲島区在住以外の方・法人の使用。

別表5 備品等貸出し料金について

備 品 等 名	貸 出 し 料 金
机(脚短・脚長)	100円
椅 子	50円
テ ン ト	1,000円

♪1日の貸出し料金

附 則

1. 本規程は、昭和47年 4月 9日より実施する
2. 本規程は、昭和56年 4月12日一部改正施行
3. 本規程は、昭和61年11月 1日一部改正施行(冷暖房機使用料金関係)
但し、1年間は施行期間とする
4. 本規程は、平成元年 4月16日一部改正施行
5. 本規程は、平成 2年 4月22日一部改正施行
6. 本規程は、平成15年 4月20日一部改正施行
7. 本規程は、平成21年 4月19日一部改正施行